

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて

平成15・08・18貿局第2号
輸出注意事項15第36号
輸入注意事項15第39号
平成15年8月27日
貿易経済協力局

最終改正 平成19年4月1日

輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号）第1条の2及び輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号）第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した申請に対する輸出許可、輸出承認、輸入承認及び事前確認（以下「許可・承認・確認の処分」という。）であって当該許可・承認・確認の処分を書面により交付していないもの（以下「電子許可・承認・確認」という。）に係る貨物について税関への輸出入申告に当たっての記録すべき情報（以下「裏書情報」という。）の記録等に際し、通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて、下記のとおり定め、平成15年8月27日から実施する。

記

1. 定義

- (1) この通達において「専用電子計算機」、「申告者」、「通関データベースシステム」及び「許可・承認・確認情報」とは、「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」（平成14年11月5日付け、平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号、輸入注意事項14第45号（以下「電子裏書通達」という。）1.「定義」に規定するものをいう。
- (2) この通達において「申告者の自らの使用に係る入出力装置」とは、電子裏書通達3.に規定するものをいう。
- (3) この通達において「通関データベースシステムの停止」とは、通関データベースシステムがシステムの障害により通常の運用を行わない状態（以下「システム臨時停止状態」という。）をいう。

2. システム臨時停止状態の確認

申告者は、税関への輸出入申告に当たって、通関データベースシステムの障害の理由により裏書登録等の作業が出来ないことが発生した場合は、システム臨時停止状態であるか否かの確認を、申告者の自らの使用に係る入出力装置から独立行政法人通関情報処理センターが運用するホームページの航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）掲示板又は海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）掲示板に表示される運転状況により行うか、又は通関データベースシステム運用状況アナウンス（電話：03-3458-5832）により行うものとする。

3. システム臨時停止状態の際の手続

- (1) 申告者は、上記2.によりシステム臨時停止状態であることを確認した上で、輸

出又は輸入しようとする電子許可・承認・確認に係る貨物について、電子裏書通達5.(2)又は(3)の裏書情報の記録又は修正等の記録等ができない場合は、4.(1)及び(2)に規定する書類を税関に提出することにより代えることとする。

なお、一般包括輸出許可（平成17年5月31日までに許可された第1種一般包括輸出許可及び第2種一般包括輸出許可並びに平成17年5月31日までに申請され、平成17年6月1日以降に許可された第1種一般包括輸出許可及び第2種一般包括輸出許可を含む。）及び特定包括輸出許可に係る貨物の場合については、4.(2)に規定する書類の提出は要さないこととする。

- (2) 税関は、申告者の申し出によりシステム臨時停止状態の際の輸出入申告であることを確認した上で、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第5条第1項又は輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号。以下「輸入令」という。）第15条第1項の規定による確認を(1)の規定により申告者から提出された書類により行うこととする。
- (3) 税関は、(2)により輸出令第5条第1項又は輸入令第15条第1項の確認をした場合は、(2)の書類に当該確認を行った税関官署及び日付を押印し、(1)の書類に貼り付け割り印を行って申告者に返還し、当該書類を速やかに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課（以下「貿易管理課」という。）に提出するよう、申告者に指示をするものとする。
- (4) 申告者は、当該書類を速やかに貿易管理課に提出することとする。
- (5) 申告者は、当該手続を行った輸出入申告のうち、システム臨時停止状態以前に既に裏書情報の記録等を行った後にシステム臨時停止状態になった輸出入申告については、システム運転再開後に貿易管理課からデータ復旧操作の指示を受けるものとする。

4. 税関の確認のために申告者が提出する書類等

- (1) 電子裏書通達5.(2)①によりシステム臨時停止状態になる前に専用電子計算機に備えられたファイルからダウンロードして申告者の自らの使用に係る入出力装置等へ取り出した許可・承認・確認情報であって、当該電子許可・承認・確認情報を書面に印刷したもの（参考別紙1から参考別紙16までに掲げるもの）
- (2) 輸出又は輸入しようとする貨物の内容を記載した別添の書面。

別添

電子情報処理組織が運用を臨時に停止している間に行う通関の記録

輸出許可（輸出承認・輸入承認・確認）番号： _____

税関申告番号 申告年月日	*1 商品 番号	商 品 名	*2 送状数量 [単位]	送状金額 [単位] 建 値	通関数量 (船積数量) [単位]	*2 通関金額 [単位]	*3 積出港	備 考	通関年月日 税関記名押印

- 注 (1) * 1 : 輸出許可又は輸出承認に係る貨物の場合、輸出許可又は輸出承認の商品が記載されている欄の番号を記載すること。輸入承認又は事前確認に係る貨物の場合は記載不要。
(2) * 2 : 輸出許可又は輸出承認に係る貨物の場合は記載不要。
(3) * 3 : 輸入承認又は事前確認に係る貨物の場合は記載不要。

輸出許可ライセンス情報

有効期限	
輸出許可番号	

許可条件

根拠法令	
条件	

経済産業大臣の記名押印

日付	
資格	
記名押印	

申請者

申請年月日		
申請者(1) 最大5回繰り返し	区分	
	名称	
	住所	
	役職名	
	氏名	

取引の明細

買主(1) 最大2回繰り返し	買主名	
	国名	
	住所	
荷受人(1) 最大2回繰り返し	荷受人名	
	国名	
	住所	
支払人	支払人名	
	国名	
	住所	

仕向地(1) 最大5回繰り返し		経由地	
--------------------	--	-----	--

商品番号01 <input type="text" value="最大50回繰り返し"/>	統計品目番号			
	貨物番号			
	商品名			
	型式又はモデル番号			
	数量		単位	
	部分交付数量			
	残数量		通貨	
	単価			
	建値			
	建値地域名			
合価				

総合計価額(1) <input type="text" value="最大2回繰り返し"/>	通貨		総合計価額	
(ただし、数量及び総額が×%増加することがある。)				
備考				

参考別紙2 輸出令第2条第1項及び第2項の輸出承認の場合（輸出令別表第2の25項及び36項に係るものを除く）

輸出承認ライセンス情報

有効期限	
輸出承認番号	

承認条件

根拠法令	
条件	

経済産業大臣の記名押印

日付	
資格	
記名押印	

申請者

申請年月日		
申請者(1) 最大5回繰り返し	区分	
	名称	
	住所	
	役職名	
	氏名	

取引の明細

買主(1) 最大5回繰り返し	買主名	
	国名	
	住所	
荷受人(1) 最大10回繰り返し	荷受人名	
	国名	
	住所	
支払人	支払人名	
	国名	
	住所	

仕向地(1)		経由地	
最大5回繰り返し			

商品番号01 最大50回繰り返し	統計品目番号			
	貨物番号			
	商品名			
	型式又はモデル番号			
	数量		単位	
	部分交付数量			
	残数量		通貨	
	単価			
	建値			
	建値地域名			
合価				

総合計価額(1)	通貨		総合計価額	
最大2回繰り返し				
(ただし、数量及び総額が×%増加することがある。)				
備考				

輸出承認ライセンス情報

有効期限	
輸出承認番号	

承認条件

根拠法令	
条件	

経済産業大臣の記名押印

日付	
資格	
記名押印	

申請者

申請年月日		
申請者(1) 最大5回繰り返し	区分	
	名称	
	住所	
	役職名	
氏名		

取引の明細

買主(1) 最大5回繰り返し	買主名	
	国名	
	住所	
荷受人(1) 最大10回繰り返し	荷受人名	
	国名	
	住所	
支払人	支払人名	
	国名	
	住所	

仕向地(1)		経由地	
最大5回繰り返し			

商品番号01 最大50回繰り返し	統計品目番号			
	貨物番号			
	商品名			
	型式又はモデル番号			
	数量		単位	
	部分交付数量			
	残数量			
	単価		通貨	
	建値			
	建値地域名			
合価				

総合計価額(1)	通貨		総合計価額	
最大2回繰り返し				
(ただし、数量及び総額がX%増加することがある。)				
備考				

漁船				
最大20回繰り返し				
01	該当商品番号			
	名称			
	造船所名			
	造船年月日			
	トン数		単位	
	長さ		単位	
	幅		単位	
	深さ		単位	

輸出承認ライセンス情報

有効期限	
輸出承認番号	

承認条件

根拠法令	
条件	

経済産業大臣の記名押印

日付	
資格	
記名押印	

申請者

申請年月日		
申請者(1) 最大 5 回繰り返し	区分	
	名称	
	住所	
	役職名	
	氏名	

取引の明細

買主(1) 最大 5 回繰り返し	買主名	
	国名	
	住所	
荷受人(1) 最大 10 回繰り返し	荷受人名	
	国名	
	住所	
支払人	支払人名	
	国名	
	住所	

仕向地(1) 最大5回繰り返し		経由地	
--------------------	--	-----	--

商品番号01 最大50回繰り返し	統計品目番号			
	貨物番号			
	商品名			
	型式又はモデル番号			
	数量		単位	
	部分交付数量			
	残数量		通貨	
	単価			
	建値			
	建値地域名			
	合価			
	ワシントン条約一般名			
	ワシントン条約学術名			

総合計価額(1) 最大2回繰り返し	通貨		総合計価額	
----------------------	----	--	-------	--

(ただし、数量及び総額がX%増加することがある。)

備考	

参考別紙 5 法第 48 条第 1 項の輸出許可及び輸出令第 2 条第 1 項及び第 2 項の輸出承認を同時に受けた場合

輸出許可・承認ライセンス情報

有効期限	
輸出許可・承認番号	

許可・承認条件

根拠法令	
許可条件	
承認条件	

経済産業大臣の記名押印

日付	
資格	
記名押印	

申請者

申請年月日		
申請者(1) 最大 5 回繰り返し	区分	
	名称	
	住所	
	役職名	
	氏名	

取引の明細

買主(1) 最大 5 回繰り返し	買主名	
	国名	
	住所	
荷受人(1) 最大 10 回繰り返し	荷受人名	
	国名	
	住所	
支払人	支払人名	
	国名	

	住所	
--	----	--

仕向地(1) 最大5回繰り返し		経由地	
--------------------	--	-----	--

商品番号01 最大50回繰り返し	統計品目番号			
	貨物番号(別1)			
	貨物番号(別2)			
	商品名			
	型式又はモデル番号			
	数量		単位	
	部分交付数量			
	残数量		通貨	
	単価			
	建値			
	建値地域名			
	合価			
ワシントン条約一般名				
ワシントン条約学術名				

総合計価額(1) 最大2回繰り返し	通貨		総合計価額	
----------------------	----	--	-------	--

(ただし、数量及び総額がX%増加することがある。)

備考	

漁船 最大20回繰り返し				
01	該当商品番号			
	名称			
	造船所名			
	造船年月日			
	トン数		単位	
	長さ		単位	
	幅		単位	
	深さ		単位	

参考別紙 6 輸入令第 4 条第 1 項第 1 号の輸入承認又は同項第 2 号の輸入承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）（「2 の 2 号承認」という。）（金額により割当てられたもの又は承認されたもの）

輸入承認ライセンス情報

申請者名	
住所	
電話番号	
氏名	
資格	
申請年月日	

輸入の承認・輸入割当ての明細

関税率表の番号等	最大 7 回繰り返し
商品名	
型及び銘柄	
原産地	最大 5 回繰り返し
船積地域（船積港）	最大 5 回繰り返し
数量及び単位（金額）	最大 3 回繰り返し
部分交付数量（金額）	最大 3 回繰り返し
総額（US\$）	
備考	

残金額

残金額	ショーテイジ残金額	通貨
最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し

蔵入・蔵出実績

蔵入金額	蔵出金額	残金額 (ショーテイジ残金額)	通貨
最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し

総保入・総保出実績

総保入金額	総保出金額	残金額 (ショーテイジ残金額)	通貨
最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し

輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号	
承認番号	
有効期間満了日	
延長後有効期間満了日	

根拠法令	
条件	
経済産業大臣又は税関長の記名押印（輸入の承認）	
日付	
資格	
記名押印	

（注）蔵入・蔵出実績及び総保入・総保出実績はそれぞれの実績がある場合に印刷されます。

参考別紙 7 輸入令第 4 条第 1 項第 1 号の輸入承認又は同項第 2 号の輸入承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）（「2 の 2 号承認」という。）（数量により割当てられたもの又は承認されたもの）

輸入承認ライセンス情報

申請者名	
住所	
電話番号	
氏名	
資格	
申請年月日	

輸入の承認・輸入割当ての明細

関税率表の番号等	最大 7 回繰り返し
商品名	
型及び銘柄	
原産地	最大 5 回繰り返し
船積地域（船積港）	最大 5 回繰り返し
数量及び単位（金額）	
部分交付数量（金額）	
総額（US\$）	
備考	

残数量

残数量	ショーテイジ残数量	単位

蔵入・蔵出実績

蔵入数量	蔵出数量	残数量 (ショーテイジ残数量)	単位

総保入・総保出実績

総保入数量	総保出数量	残数量 (ショーテイジ残数量)	単位

輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号	
承認番号	
有効期間満了日	
延長後有効期間満了日	

根拠法令	
条件	
経済産業大臣又は税関長の記名押印（輸入の承認）	
日付	
資格	
記名押印	

（注）蔵入・蔵出実績及び総保入・総保出実績はそれぞれの実績がある場合に印刷されます。

参考別紙 8 輸入令第 4 条第 1 項第 2 号の輸入承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。）（「2号承認」という。）（金額により承認されたもの）

輸入 2 号承認ライセンス情報

申請者名	
住所	
電話番号	
氏名	
資格	
申請年月日	

輸入の承認・輸入割当ての明細

関税率表の番号等	最大 7 回繰り返し
商品名	
型及び銘柄	
原産地	最大 5 回繰り返し
船積地域（船積港）	最大 5 回繰り返し
数量及び単位（金額）	最大 3 回繰り返し
部分交付数量（金額）	最大 3 回繰り返し
総額（US\$）	
備考	

残金額

残金額	ショーテイジ残金額	通貨
最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し

蔵入・蔵出実績

蔵入金額	蔵出金額	残金額 (ショーテイジ残金額)	通貨
最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し

総保入・総保出実績

総保入金額	総保出金額	残金額 (ショーテイジ残金額)	通貨
最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し	最大 3 回繰り返し

輸入の承認

承認番号	
有効期間満了日	
延長後有効期間満了日	

根拠法令	
------	--

条件	
----	--

経済産業大臣又は税関長の記名押印（輸入の承認）	
日付	
資格	
記名押印	

（注）蔵入・蔵出実績及び総保入・総保出実績はそれぞれの実績がある場合に印刷されます。

参考別紙 9 輸入令第 4 条第 1 項第 2 号の輸入承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。）（「2号承認」という。）（数量により承認されたもの）

輸入 2 号承認ライセンス情報

申請者名	
住所	
電話番号	
氏名	
資格	
申請年月日	

輸入の承認・輸入割当ての明細

関税率表の番号等	最大 7 回繰り返し
商品名	
型及び銘柄	
原産地	最大 5 回繰り返し
船積地域（船積港）	最大 5 回繰り返し
数量及び単位（金額）	
部分交付数量（金額）	
総額（US\$）	
備考	

残数量

残数量	ショーテイジ残数量	単位

蔵入・蔵出実績

蔵入数量	蔵出数量	残数量 (ショーテイジ残数量)	単位

総保入・総保出実績

総保入数量	総保出数量	残数量 (ショーテイジ残数量)	単位

輸入の承認

承認番号	
有効期間満了日	
延長後有効期間満了日	

根拠法令	
------	--

条件	
----	--

経済産業大臣又は税関長の記名押印（輸入の承認）	
日付	
資格	
記名押印	

（注）蔵入・蔵出実績及び総保入・総保出実績はそれぞれの実績がある場合に印刷されます。

参考別紙 10 輸入令第 4 条第 1 項第 1 号の輸入承認（金額による割当てと同時に承認されたもの）

輸入割当・承認ライセンス情報

申請者名	
住所	
電話番号	
氏名	
資格	
申請年月日	

輸入の承認・輸入割当ての明細

関税率表の番号等	最大 7 回繰り返し
商品名	
型及び銘柄	
原産地	最大 5 回繰り返し
船積地域（船積港）	最大 5 回繰り返し
数量及び単位（金額）	
部分交付数量（金額）	
備考	

残金額

残金額	ショーテイジ残金額	通貨

蔵入・蔵出実績

蔵入金額	蔵出金額	残金額 (ショーテイジ残金額)	通貨

総保入・総保出実績

総保入金額	総保出金額	残金額 (ショーテイジ残金額)	通貨

輸入割当て

割当数量及び単位（割当額）	
証明書番号	
期間満了日	

経済産業大臣の条件付与又は特別の有効期間の設定

--

輸入の承認

承認番号	
有効期間満了日	
延長後有効期間満了日	

根拠法令	
------	--

条件	
----	--

経済産業大臣又の記名押印（輸入割当て）	
日付	
資格	
記名押印	
経済産業大臣又は税関長の記名押印（輸入の承認）	
日付	
資格	
記名押印	

（注）蔵入・蔵出実績及び総保入・総保出実績はそれぞれの実績がある場合に印刷されます。

参考別紙 1 1 輸入令第 4 条第 1 項第 1 号の輸入承認（数量による割当てと同時に承認されたもの）

輸入割当・承認ライセンス情報

申請者名	
住所	
電話番号	
氏名	
資格	
申請年月日	

輸入の承認・輸入割当ての明細

関税率表の番号等	最大 7 回繰り返し
商品名	
型及び銘柄	
原産地	最大 5 回繰り返し
船積地域（船積港）	最大 5 回繰り返し
数量及び単位（金額）	
部分交付数量（金額）	
備考	

残数量

残数量	ショーテイジ残数量	単位

蔵入・蔵出実績

蔵入数量	蔵出数量	残数量 （ショーテイジ残数量）	単位

総保入・総保出実績

総保入数量	総保出数量	残数量 （ショーテイジ残数量）	単位

輸入割当て

割当数量及び単位（割当額）	
証明書番号	
期間満了日	

経済産業大臣の条件付与又は特別の有効期間の設定

輸入の承認

承認番号	
有効期間満了日	
延長後有効期間満了日	

根拠法令	
------	--

条件	
----	--

経済産業大臣又の記名押印（輸入割当て）	
日付	
資格	
記名押印	
経済産業大臣又は税関長の記名押印（輸入の承認）	
日付	
資格	
記名押印	

（注）蔵入・蔵出実績及び総保入・総保出実績はそれぞれの実績がある場合に印刷されます。

参考別紙 1 2 輸入事前確認書

輸入事前確認書（魚介類）ライセンス情報

--

確認番号	
確認年月日	

申請者名	
住所	
電話番号	
氏名	
資格	
申請年月日	

輸入の内容

商品 (1) 最大 1 6 回 繰 り 返 し	商品名			
	原産地			
	船積地域及び船積港			
	関税率表の番号等	a.		
		b.		
		c.		
		d.		
		e.		
	種類又は規格	a.		
		b.		
	c.			
	d.			
	e.			
数量	a.	単位		
	b.			
	c.			
	d.			
	e.			
合計数量				
単価	a.	通貨		
	b.			
	c.			
	d.			
	e.			
合計金額				
合計金額 (U S \$)				

総合計	総合計数量 (K G)	
	総合計金額 (U S \$)	
備考		

残数量

原産地	残数量

蔵入・蔵出実績

原産地	蔵入数量	蔵出数量	残数量

総保入・総保出実績

原産地	総保入数量	総保出数量	残数量

その他

輸送方法	
船名	
入港予定年月日	
通関予定年月日	
入港予定港	
輸出者の属する国名	
販売予定先	
今後の通関予定	

経済産業大臣の記名押印

資格	
記名押印	

(注) 蔵入・蔵出実績及び総保入・総保出実績はそれぞれの実績がある場合に印刷されます。

参考別紙 13 一般包括輸出許可

一般包括輸出許可ライセンス情報

輸出許可番号	
有効期限	

根拠法令	
条件	

経済産業大臣の記名押印

日付	
資格	
記名押印	

申請者

申請年月日		
申請者(1) 最大5回繰り返し	区分	
	名称	
	住所	
	郵便番号	
	役職名	
	氏名	
電話番号		

一般包括輸出許可の範囲

--

参考別紙 1 4 第 1 種一般包括輸出許可

第 1 種一般包括輸出許可ライセンス情報

輸出許可番号	
有効期限	

根拠法令	
条件	

経済産業大臣の記名押印

日付	
資格	
記名押印	

申請者

申請年月日		
申請者(1) 最大5回繰り返し	区分	
	名称	
	住所	
	郵便番号	
	役職名	
	氏名	
電話番号		

第 1 種一般包括輸出許可の範囲

--

参考別紙 15 第2種一般包括輸出許可

第2種一般包括輸出許可ライセンス情報

輸出許可番号	
有効期限	

根拠法令	
条件	

経済産業大臣の記名押印

日付	
資格	
記名押印	

申請者

申請年月日		
申請者(1) 最大5回繰り返し	区分	
	名称	
	住所	
	郵便番号	
	役職名	
	氏名	
電話番号		

第2種一般包括輸出許可の範囲

--

参考別紙 16 特定包括輸出許可

特定包括輸出許可ライセンス情報

輸出許可番号	
有効期限	

根拠法令	
条件	

経済産業大臣の記名押印

日付	
資格	
記名押印	

申請者

申請年月日		
申請者(1) 最大5回繰り返し	区分	
	名称	
	住所	
	郵便番号	
	役職名	
	氏名	
	電話番号	

取引の内容

買主(1) 最大5回繰り返し	買主	
	国名	
	住所	
荷受人(1) 最大5回繰り返し	荷受人	
	国名	
	住所	
需要者(1) 最大5回繰り返し	需要者	
	国名	
	住所	

仕向地(1) 最大2回繰り返し		経由地	
--------------------	--	-----	--

特定包括輸出許可に係る貨物の範囲

貨物番号(1) 最大10回繰り返し		省令番号(1) 最大10回繰り返し	
----------------------	--	----------------------	--